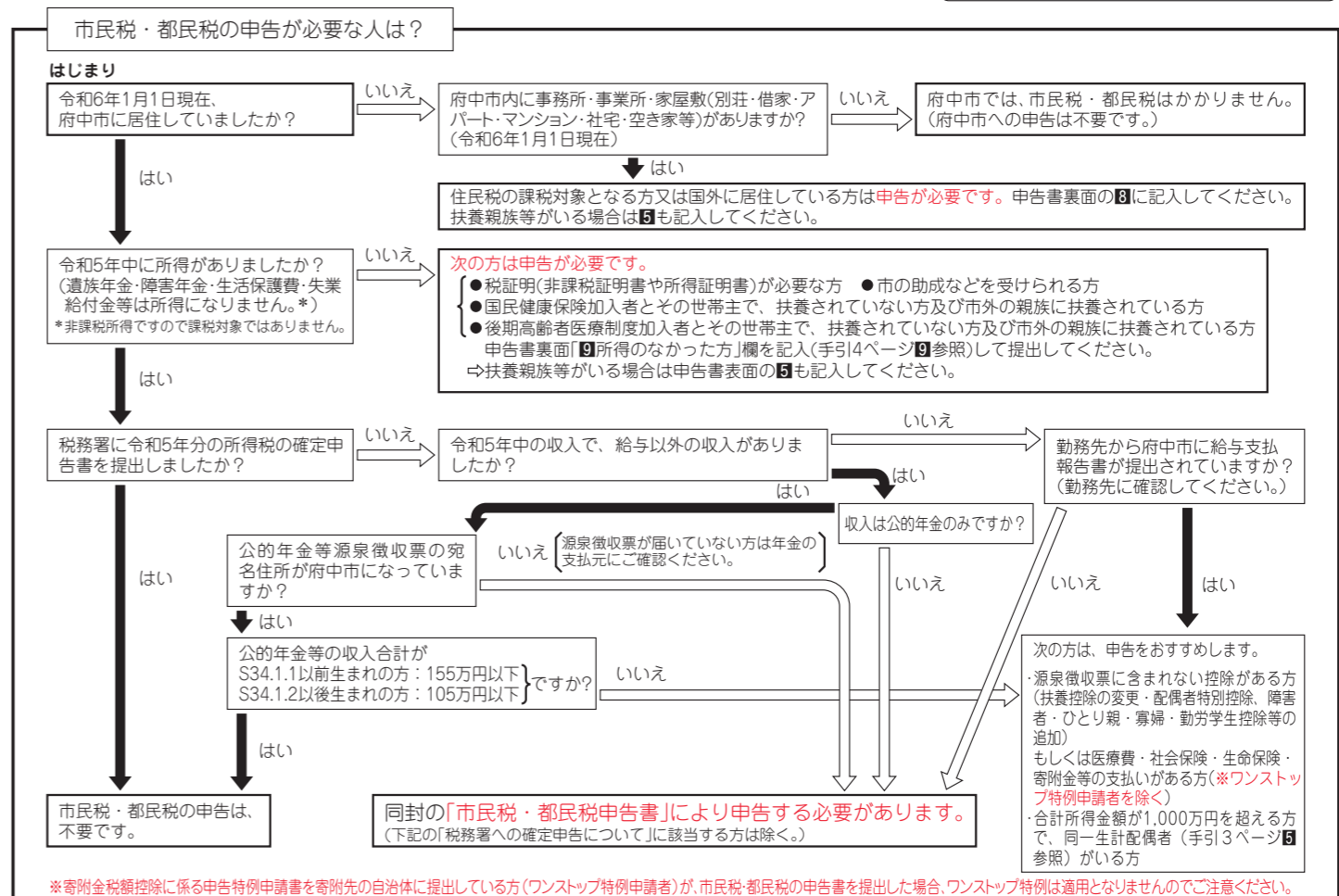


府中市 令和6年(2024年)度 市民税・都民税申告の手引

市民税・都民税の申告につきましては、毎年ご協力をいただきありがとうございます。
市民税・都民税の申告は、みなさまからの申告に基づき、市が税額を決定するために必要な手続きです。
この手引をご参照のうえ、同封の申告書を作成し、期限までに提出して下さるようお願いいたします。

◆問合せ先
府中市市民部市民税課
電話 (042)335-4441・4442(直通)
〒183-8703 府中市宮西町2-24

申告書の郵送による提出にご協力をお願いいたします。



- ◆申告書の受付場所と時間 市役所おもや2階A201会議室**
令和6年2月16日(金)～3月15日(金)(土、日及び祝日は除く。)**午前9時～午後4時**
(申告期間の最初と最後の一週間、特に午前中の時間帯が混雑しますので、お待ちいただく場合がございます。)
- ◆東西出張所での受付**
白糸台文化センター講堂(3階) 令和6年2月21日(水)・22日(木) } 午前9時～午後3時
西府文化センター講堂(3階) 令和6年2月28日(水) } ※例年と受付時間が異なりますのでご注意ください
- ◆郵送申告について**
申告会場は混み合います。郵送での申告にご協力をお願いいたします
(同封の返信用封筒をご利用いただければ郵便料はかかりません)
※申告書受付書が必要な方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

- ◆申告書提出の際お持ちいただくもの**
- 同封の申告書
 - 令和5年中の所得の証明書の原本(源泉徴収票等)
 - 社会保険料控除、地震保険料控除、生命保険料控除等を受ける方は、令和5年中に支払った金額を証明できる証明書等の原本。(手引3ページ**8**参照)
 - 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書(必要事項が記載されていれば、様式は問いません。)*※領収書は不可。
 - 令和5年中に支払った、税額控除の対象となる寄附金の領収書(ふるさと納税の場合、特定事業者が発行する「寄附金控除に関する証明書」でも可)
 - 障害者控除を受ける方は、障害者手帳等の証明書
 - 配偶者特別控除を受ける方は、令和5年中の配偶者の所得について確認できるもの
 - 学生の方は学生証
 - 個人番号カード(本人分のみ) ※お持ちでない方は通知カードまたは個人番号の記載された住民票と身元確認書類(運転免許証・パスポートなど)
- ※上記2～5の証明等は、原本を申告書と一緒に提出していただきます。
※一度ご提出された書類等はお返しできませんので、ご了承ください。
▶**申告書を郵送する場合には、上記の2～9に該当する書類を必ず同封してください。**(※申告書には貼らないでください。)*6・8・9の証明書については写しを同封してください。**控除証明書の同封がない場合、控除欄に記入があっても、控除対象にはなりませんのでご注意ください。**

◆税務署への確定申告について

所得税を納めなければならない方や、源泉徴収された所得税の還付を受けられる方は、確定申告をしてください。

例えば…

- 事業所得や不動産所得等があつて、所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える方
- 給与と所得者で次に該当する方
 - ・給与の年間収入額が2,000万円を超える方
 - ・1か所から給与と所得を受けている方で、給与と所得及び退職所得以外の所得金額の合計額が、20万円を超える方
 - ・給与を2か所以上から受けている方
- 給与と所得のみの方で確定申告をすれば税金が戻る方
 - ・多額の医療費を支払った方
 - ・令和5年中にマイホームを住宅ローンで取得した方
 - ・年の途中で退職し、年末調整をしていない方
- 年金所得者で所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える方
 - ※**公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書の提出は不要です。**
 - ただし、源泉徴収票に含まれていない控除がある場合、市民税・都民税の申告をおすすめします。
- 土地、建物等の譲渡がある方(譲渡所得の課税の特例を受けることにより、税金がかからない方も申告は必要です。)

詳細は税務署へお問い合わせください。
武蔵府中税務署 (042)362-4711

8 (申告書裏面) 市外に居住している方で市内に家屋敷等を有する方の記入

次に該当する方は記入してください。均等割の課税の対象となる場合があります。(表11参照)

家屋敷課税	単身赴任等で、住所が府中市外で、府中市内に家屋敷(別荘・借家・アパート・マンション・社宅・空き家等を含む)を有する場合、記入してください。(ただし、住民税の課税対象となる方又は国外に居住している方に限ります) 扶養親族等については表面 5 に記入してください。
事業所課税	住所が府中市外で、府中市内に事務所・事業所を有する場合、事務所・事業所住所を 11 に、自宅の住所をごちらに記入してください。

9 (申告書裏面) 所得のなかった方の記入欄の記入

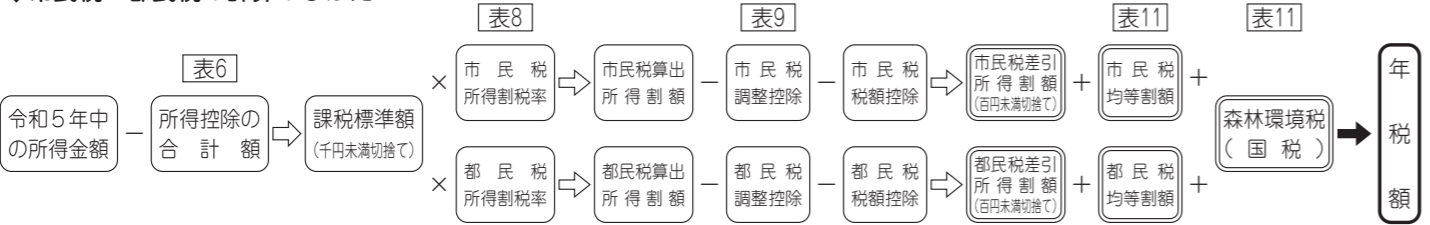
令和5年中に所得のなかった期間があつた方や生活保護受給の方、遺族年金・障害年金等を受けていた方等は、申告書の裏面**9**の①～⑤の該当する欄に記入してください。該当項目がない場合は、⑥その他の欄に状況等を記入してください。

※扶養者が単身赴任等で市外に居住し、市内に家屋敷等を有する場合、その扶養者の名前での申告が必要となります。(ただし、その扶養者が住民税の課税対象となる場合又は国外に居住の場合に限ります) 申告書表面**11**に、扶養者の氏名、生年月日、府中市の自宅住所と電話番号等、**5**に扶養親族等の情報、裏面**8**に勤務先名、市外住所等を記入してください。源泉徴収票などの資料は不要です。

10 (申告書裏面) 所得金額調整控除の対象となる方の記入

表4 所得金額調整控除の上限の対象となる方は、その表中の①～③の該当者の氏名等を記入してください。該当者が複数いる場合は任意の1名を記入してください。また、該当者が表面「**5**扶養親族等欄」、**6**本人欄」に記入している方と同じ場合も記入してください。

◆市民税・都民税の計算のしかた



▶次に該当する場合は、上の計算にかかわらず市民税・都民税はかかりません。

- (均等割も所得割もかからない方)
- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
 - 障害者・未成年者・ひとり親又は寡婦で前年の合計所得金額が135万円以下の方
 - 前年の合計所得金額が45万円以下の方
 - 扶養親族等がいて、かつ、前年の合計所得金額が(35万円×(本人+扶養人数*)+31万円)以下の方
- (所得割がかからない方)
- 扶養親族等がいて、かつ、前年の総所得金額等が(35万円×(本人+扶養人数*)+42万円)以下の方
- *扶養人数には、同一生計配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

表7 基礎控除

納税義務者本人の合計所得金額	住民税	所得税	差額(※)
～24,000,000円	43万円	48万円	5万円
24,000,001円～24,500,000円	29万円	32万円	
24,500,001円～25,000,000円	15万円	16万円	
25,000,001円以上	適用なし		

※調整控除の算出に用いられる住民税と所得税の人的控除の差額は、2,500万円以下の方は一律5万円

表8 市民税・都民税税率表

	税率
市民税	6%
都民税	4%

表11 均等割/森林環境税

	均等割(市)	3,000円
	均等割(都)	1,000円
	森林環境税(国)	1,000円

表9 人的控除の差額に基づく調整控除

合計所得金額2,500万円以下の方に、次のとおり適用されます。

- △合計課税所得金額が200万円以下の方は、次のいずれか小さい額の5%(都2%、市3%)
 - 人的控除の差額の合計額
 - 合計課税所得金額
- ▽合計課税所得金額が200万円超の方は、次のいずれか大きい額
 - 人的控除の差額の合計額-(合計課税所得金額-200万円)×5%(都2%、市3%)
 - 2,500円

*合計課税所得金額とは、課税総所得金額(給与所得・年金所得・事業所得などの所得から、社会保険料控除、扶養控除などの所得控除を引いた金額)、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計をいいます。
※人的控除の差額の合計額とは、表6 控除金額のうち該当する項目の差額の合計額をいいます。

表10 配偶者(特別)控除において、調整控除の対象となる人的控除の差額

納税義務者本人の合計所得金額	900万円以下	950万円以下	1,000万円以下
配偶者控除	一般の配偶者 5万円	4万円	2万円
控除	老人の配偶者 10万円	6万円	3万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額48万円超50万円未満 5万円	4万円	2万円
	配偶者の合計所得金額50万円以上55万円未満 3万円	2万円	1万円

表6 所得から差し引かれる(所得控除)金額

所得控除の種類	控除金額		所得控除の種類	控除金額				
	住民税	所得税		住民税	所得税	差額		
雑損控除	④(損失額-補てん額)-総所得金額等の10%と⑤(災害関連支出額-5万円)いずれか大きい額		所得控除の種類					
医療費控除	医療費控除 (支払った医療費の額-保険等で補てんされた額)-(10万円又は総所得金額等の5%のいずれか少ない額)		配偶者特別控除					
社会保険料控除	スイッチOTC薬控除 (1年間に支払った対象医薬品の購入の対価の合計額-保険等で補てんされた金額)-(控除限度額8万8千円)		配偶者 一般の控除対象配偶者					
生命保険料控除	社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除 支払った金額		控除 老人控除対象配偶者(昭29.1.1以前生)					
	①一般の生命保険料②個人年金保険料③介護医療保険料について、下記により計算した額 【A】Bによる各保険料控除の合計適用限度額は70,000円 【C】新契約(平成24年1月1日以降に締結した保険契約等)に基づく控除額 →【①②③】それぞれの適用限度額は28,000円 【D】旧契約(平成23年12月31日までに締結した保険契約等)に基づく控除額 →【①②③】それぞれの適用限度額は35,000円 【E】新契約と旧契約の双方に加入している場合の控除額 【Aのみ】Dのみ【AとEの合計額】のうち、もっとも大きい額が控除額となります。 →【【AとEの合計額】とした場合の適用限度額は28,000円】		16歳未満の扶養親族(平20.1.2以後生)			0円	0円	0円
地震保険料控除	区分 年間の支払保険料等 控除額		扶養控除					
	①地震保険 50,000円以下 支払った地震保険料×1/2 50,001円以上 25,000円		一般の扶養親族(昭29.1.2～平13.1.1又は平17.1.2～平20.1.1生)			33万円	38万円	5万円
	②旧長期損害保険 5,001円以下 支払った損害保険料の全額 15,001円以上 10,000円		特定扶養親族(平13.1.2～平17.1.1生)			45万円	63万円	18万円
	①+② 50,000円以下 支払った損害保険料の全額 15,001円以上 25,000円		老人扶養親族(昭29.1.1以前生)			45万円	58万円	13万円
			同居老親等(昭29.1.1以前生)			38万円	48万円	10万円
			普通障害者			26万円	27万円	1万円
			特別障害者			30万円	40万円	10万円
			同居			23万円	35万円	12万円
			寡婦控除			26万円	27万円	1万円
			ひとり親控除			母 30万円 35万円 5万円	父 30万円 35万円 1万円	
			勤労学生控除			26万円	27万円	1万円
			基礎控除			表7参照		

この手引は現行の地方税法(令和6年1月1日現在)に基づいて作成しています。税法の改正が行われた場合は改正後の税法により税額を計算します。

申告書の記載方法

1 ⇒ 2 ⇒ 3 ⇒ 4 ⇒ 5 ⇒ 6 ⇒ 7 ⇒ 8 ⇒ 9 ⇒ 10 の順に参照してご記入ください。(※表1～表5は2ページを参照) 表6～表11は4ページ

控除金額については[表6]参照

2・3ページ

4ページ

1 住所・氏名等の記入

最初に、現住所(令和6年1月1日現在の住所)・氏名・生年月日・電話番号・個人番号を記入します。
*現住所・氏名・生年月日が印字されている場合は、印字内容の確認をしてください。
*単身赴任の配偶者に扶養されている方は、配偶者の氏名で申告してください。
→記入の仕方: [9] 所得のなかった方」の欄を参照してください。

令和6年(2024年)度 市民税・都民税申告書 記入例
現住所 府中市宮西町 2丁目24番地
氏名 府中 太郎
生年月日 300501
電話番号 012345678901

2 収入金額等の記入

令和5年1月1日から12月31日までの1年間の収入金額を、各所得の種類ごとに記入し、次にその収入を得るための必要経費等を記入します。所得金額を計算する場合は算出方法も参考にしてください。

Table with 3 columns: 所得の種類 (所得の種類), 所得の内容 (所得の内容), 所得金額の算出方法 (所得金額の算出方法). Rows include 給与所得, 雑所得, 事業所得, 不動産所得, 利子所得, 配当所得, 総合課税一時所得, 株式・分離課税所得.

Table with 4 columns: 収入金額, 必要経費, 所得金額, 控除金額. Rows include 給与収入, 雑収入, 雑損控除, 医療費控除, 社会保険料控除, 扶養親族等欄, 本人欄, 徴収希望.

表1 配当控除(利益の配当等) 配当所得がある場合は所得割額から控除できます。課税標準額, 市民税, 都民税. 1,000万円以下の部分 配当所得の1.6%, 1.2%. 1,000万円を超える部分 配当所得の0.8%, 0.6%.

表2 給与所得金額速算表 給与収入金額, 給与所得金額. 1円~1,618,999円 収入金額-550,000円. 表4 所得金額調整控除 対象者, 総所得金額計算における控除額. 給与等の収入金額(D)が850万円を超える方.

表3 公的年金等所得金額速算表 年齢区分, 公的年金等収入金額(B), 所得金額. 65歳以上 1円~3,299,999円 (B)-1,100,000円. 65歳未満 1円~1,299,999円 (B)-600,000円.

3 所得から差し引かれる金額①の記入

Table with 2 columns: 所得控除の種類 (所得控除の種類), 所得控除の内容 (所得控除の内容). Rows include 雑損控除, 医療費控除, スイッチOTC薬控除, 社会保険料控除, 小規模企業共済等掛金控除, 生命保険料控除, 地震保険料控除.

5 扶養親族等欄(所得から差し引かれる金額②)

6 本人欄(所得から差し引かれる金額③)の記入

Table with 2 columns: 所得控除の種類 (所得控除の種類), 所得控除の内容 (所得控除の内容). Rows include 同一生計配偶者, 配偶者控除, 配偶者特別控除, 障害者控除, ひとり親控除, 専業主婦控除, 勤労学生控除.

4 税額から差し引かれる金額の記入

Table with 2 columns: 税額控除の種類 (税額控除の種類), 税額控除の内容 (税額控除の内容). Rows include 寄附金税額控除, 住宅借入金等特別税額控除.

7 徴収希望の記入

給与: 公的年金以外の所得がある場合に、その所得に係る住民税の徴収方法を選択できます。希望する方法を○で囲んでください。1 自分で納付(普通徴収): 給与と公的年金以外の税金は自分で納付する。2 給与から差引き(特別徴収): 給与から差引く。

表5 配偶者控除額及び配偶者特別控除額 納税義務者本人の合計所得金額, 配偶者控除, 配偶者特別控除. 900万円以下, 950万円以下, 1,000万円以下.